

# 第 52 回大阪市港湾審議会(専門部会)議事録

平成 24 年 2 月 27 日

大阪市港湾局

## 目 次

1	開催日時	1
2	開催場所	1
3	審議会次第	1
4	出席委員	2
5	審議経過	3～7
6	議事録署名	8
付属資料		9
1	諮問書	9
2	答申書	10

## 1 開催日時

平成 24 年 2 月 27 日 (月)

開会 午前 10 時 00 分

閉会 午前 10 時 25 分

## 2 開催場所

大阪市住之江区南港北 2-1-10

A T C ビル I T M 棟 10 階 港湾局第 1 会議室

## 3 審議会次第

(1) 開会の辞

(2) 委員紹介

(3) 挨拶

(4) 議事

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について

(5) 閉会の辞

#### 4 出席委員

- 田 邊 昌 宏 (大阪船主会会長)
- 代 下 野 憲 久 (財務省大阪税関長 吉村 宗一)
- 代 岡 良 (国土交通省近畿地方整備局長 上総 周平)
- 代 河 崎 輝 昭 (国土交通省近畿運輸局長 石津 緒)
- 代 吉 鶴 修 尚 (大阪海上保安監部長 合田 嘉男)
- 代 細 川 益 道 (大阪府都市整備部長 村上 毅)

## 5 審議経過

開会 午前10時00分

### ○ 岡本総務担当課長

大変お待たせいたしました。

現在、専門部会委員8名中、6名のご出席で、大阪市港湾審議会条例第5条に定める定足数に達しておりますので、ただいまから第52回大阪市港湾審議会専門部会を開催させていただきます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます、港湾局総務担当課長の岡本でございます。よろしくお願い申し上げます。

また、本審議会は、大阪市港湾審議会公開基準に基づき、公開により開催いたします。

それでは、お配りしております名簿に沿いまして、委員の皆様を事務局よりご紹介させていただきます。

大阪船主会会長 田邊 昌宏委員でございます。

田邊 昌宏委員には本専門部の部会長にご就任いただいております。

財務省大阪税関長 吉村 宗一委員の代理といたしまして財務省大阪税関総務部企画調整室長、下野 憲久様にご出席いただいております。

国土交通省近畿地方整備局長 上総周平委員の代理といたしまして、国土交通省近畿地方整備局企画部技術企画官、岡 良様にご出席いただいております。

国土交通省近畿運輸局長 石津 緒委員の代理といたしまして国土交通省近畿運輸局交通環境部長、河崎 輝昭様にご出席いただいております。

大阪海上保安監部長 合田 嘉男委員の代理といたしまして大阪海上保安監部航行安全課長、吉鶴 修尚様にご出席いただいております。

大阪府都市整備部長 村上 毅委員の代理といたしまして大阪府都市整備部港湾局計画調整課計画グループ主査、細川 益道様にご出席いただいております。

なお、ご参考までに申しあげますが、大阪倉庫協会会長 山下 仁孝委員と大阪港運協会会長 溝江 輝美委員の2名の委員が本日ご欠席となっております。

委員の方々のご紹介は以上でございます。

次に、第52回大阪市港湾審議会専門部会の開催にあたりまして大阪市港湾局長の丸岡よりご挨拶申し上げます。

### ○ 丸岡局長

大阪市港湾局長の丸岡でございます。

本日はご多忙中のところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また平素は本市港湾行政に格段のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

大阪港におきましては、「経済の活性化」や「市民の生命・財産を守る」という観点から、様々な取り組みを進めているところでございます。本日ご審議いただきます港湾環

境整備負担金につきましては、この制度を活用しながら、大阪港における公害防止対策あるいは緑地の整備、海面清掃など、港湾の環境保全に努めているところであり、また、この制度のお陰をもちまして、そういった港湾の機能強化が図れているものと考えております。

最近の港をめぐる動きとしましては、皆さまご存知かと思いますが、昨年の市長選挙の結果や公約を受けまして、まずは大阪府域の港湾を一つにする方向で施策を進めるということであり、本市と大阪府との間で、港務局という港湾法上の制度を使った一体化を目指しております。次に、これは大きな流れとしまして、長期的には大阪湾岸全体の港を一つにすることを目指しております。一方で、現在、神戸市との間で、国際コンテナ戦略港湾の作業を進めておりますが、これらの方向性につきまして、大阪府との間では知事と市長が同じ気持ちを共有されておりますが、兵庫県や神戸市は、そういった問題はまだ認識されていないということでもありますので、そのあたりの調整がどのようになっていくのかを見据えながら、少なくとも大阪府と大阪市の港湾につきましては、方向性は明確でありますので、作業を進めてまいりたいと思います。

これらのことにつきましても、皆様方にご相談やご協議させてもらう場面が多数出てくるかと思いますが、その際にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、港湾審議会の専門部会ということで、港湾環境整備負担金のご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 岡本総務担当課長

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきますが、以後の議事の進行を田邊部会長にお願ひいたします。

○ 田邊部会長

専門部会長を務めさせていただきます、大阪船主会の田邊でございます。

本日の議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議案の審議に入ります前に、本審議会運営要綱第8条の規定によりまして、本日の議事録署名者を、吉村委員代理出席の下野様と上総委員代理出席の岡様にお願ひしたいと思います。

それでは、予めご案内申しあげております「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」について、議事に入りたいと思ひます。

まず、港湾管理者から説明をお願いします。

○ 福本環境整備担当課長

大阪市港湾局環境整備担当課長の福本でございます。

それでは、議案の『港湾環境整備負担金負担対象工事の指定（案）』につきまして、資料でご説明いたします。

まず、はじめに本制度の概要からご説明いたします。お手元の資料1『平成23年度港湾環境整備負担金について』の1ページ目上半分の『1. 港湾環境整備負担金制度の概

要』をご覧いただきたいと存じます。

「港湾環境整備負担金」とは、港湾の環境整備及び維持保全のため、これらの工事に要する費用の2分の1を限度として、臨港地区及び港湾区域内に立地する一定規模以上の工場または事業場の敷地を有する事業者にご負担いただく制度であり、昭和48年の港湾法改正（港湾法第43条の5）により制度化が図られたものです。

これを受けまして、大阪市においては、この制度の基本となる事項について、昭和55年1月の第6回大阪市港湾審議会で審議答申を得、昭和55年4月1日より大阪市港湾環境整備負担金条例が施行され、昭和56年度より事業者にご負担をお願いしているところでございます。

次に1ページ目下半分の『港湾審議会への諮問について』でございますが、これは負担対象工事の指定に関する手続きを示したものです。

指定に関する項目につきましては、この表の左側に記載しております『工事の種類』から『負担区域内の事業場等敷地面積の合計』までの8項目でございます。

本日ご審議をいただきますのは、平成23年3月31日までに本市が実施いたしました港湾工事につきまして、負担対象工事としての指定を行うにあたり、負担金条例第9条第2号の規定に基づきまして、あらかじめ大阪市港湾審議会のご意見を求めるものでございます。

それでは、資料の2ページ目『2. 負担対象工事の指定について』をお開きください。『負担対象工事の指定について』でございますが、これは負担対象工事の指定時に告示する項目を一表にしたものです。

指定の項目につきましては、この表の最上段に記載しております『工事の種類』から『負担区域内の事業場等敷地面積の合計』までの8項目でございます。

一番右側は、ご参考までに事業場等敷地面積1㎡あたりの負担金の単価、負担対象事業者からの届出面積、徴収予定金額を記載しております。

それでは、工事の種類ごとに順次ご説明申しあげたいと存じますが、3枚目の工事図につきまして、少々見づらいかと思いますので、前面スクリーンに位置をお示ししながらご説明したいと存じます。

まず、1段目の「港湾環境整備施設の建設または改良の工事」ですが、工事の名称は「臨港緑地の建設工事」でございます。

工事が実施された場所は「大阪市港区及び大正区」で、具体的な場所は、工事図に赤色の縦線で示しております部分、港区中央突堤における緑地整備と、大正区鶴浜における緑地整備でございます。

工事の完了した日は、平成23年3月31日で、これは以下の説明につきましても同様でございます。

次に、工事に要した費用は、1億2,362万5千円でございます。

負担区域は、大阪港臨港地区内で、予定埋立区域を含んでおります。

ここに事業場をお持ちの方々にご負担いただく、負担割合は32分の1で、負担区域内の事業場等敷地面積の合計は1,732万8千㎡となっております。

この1㎡あたりの負担金単価は22銭となります。

次の段に移りまして、「港湾環境整備施設の維持の工事」ですが、工事の名称は「臨港緑地の維持工事」でございます。

工事が実施された場所は、大阪市此花区、港区、大正区及び住之江区で、具体的な場所は、工事図に示しております緑色の部分が舞洲以外の緑地 14ヶ所、緑道 1ヶ所、コスモスクエア海浜緑地、青色の斜線部分が舞洲緑地、舞洲緑道であり計 18ヶ所の維持工事でございます。

上段の大阪市此花区、港区、大正区及び住之江区、これは緑色の部分になりますが、工事費は、1億4,903万3千円でございます。

負担区域は、大阪港臨港地区内で、負担割合は2分の1、負担区域内の事業場等敷地面積の合計は1,561万3千㎡でございます。また、1㎡あたりの単価は4円77銭となります。

下段の大阪市此花区（舞洲）、これは青色の斜線部分になりますが、これにかかる工事費は、2億2,396万1千円でございます。

負担区域は、大阪港臨港地区内で、負担割合は16分の1、負担区域内の事業場等敷地面積の合計は1,561万3千㎡でございます。また、1㎡あたりの単価は90銭となります。

以上が陸域の工事でございます、以下の2件が水域の工事となります。

3段目の「港湾における汚泥、その他公害の原因となる物質の排除、その他の処理のための工事」ですが、工事の名称は「公害汚泥排除工事」でございます。

工事が実施された場所は黄色斜線で示している部分「大正内港（福町堀）」で、公害汚泥の浚渫除去にかかる事業を実施し、要した費用は、2,963万4千円でございます。

負担区域は、大阪港港湾区域及び大阪港臨港地区で、負担割合は32分の1、負担区域内の事業場等敷地面積の合計は1,706万5千㎡でございます。また、1㎡あたりの負担金単価は5銭となります。

最後に、「漂流物の除去 その他の清掃のための工事」ですが、工事の名称は「港内清掃及び沈廃船処理工事」でございます。

工事が実施された場所は大阪港港湾区域内で、工事に要した費用は、5,178万8千円となっております。

なお、平成22年度につきましては、沈廃船処理工事は実施しておりませんので、港内清掃のみの費用となっております。

負担区域は、大阪港港湾区域及び臨港地区で、負担割合は2分の1、負担区域内の事業場等敷地面積の合計は、1,706万5千㎡でございます。また、1㎡あたりの負担金単価は1円52銭となります。

これら、工事に要した総費用は、一番下段にありますように、5億7,804万1千円になります。

また、1㎡あたりの単価の合計は7円46銭で、これは昨年度に比べると、31銭の減額となっております。

ちなみに、平成23年度の負担対象事業者は138社、負担金徴収金額の合計は、約5,500万円を予定しております。

なお、本制度発足以来、負担者の皆様方のご意見が十分反映できるよう、各業界代表



者（計 16 社）を対象とする説明会を開催させていただいております。

今年度は、12 月 21 日に説明会を開催しましたが、特段のご意見はなく、ご了承をいただいております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○ 田邊部会長

質疑に入ります前に、この件につきましては、2 月 22 日に幹事会を開催しておりますので、その結果について大阪市港湾局の徳平計画整備部長から報告をお願いします。

○ 徳平計画整備部長

去る 2 月 22 日午前 10 時から、この港湾局第 1 会議室におきまして、大阪市港湾審議会幹事会を開催しました。

本日の審議会でご審議いただきます「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」の案につきましては、原案どおり港湾審議会に上程することに差し支えないという結論を得ております。

以上、ご報告申し上げます。

○ 田邊部会長

それでは、ただいまの議案につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

(質疑なし)

○ 田邊部会長

ご意見、ご質問もございませんようですので、答申についてお諮りしたいと思います。本日の議案であります「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定（案）」について、「原案のとおり適当である。」という答申をすることで、いかがでございましょうか。

(異議なしの声)

ご異議がございませんようですので、そのように答申することにいたします。

以上をもちまして、本日の議事につきましては、終了させていただきます。

事務局に進行を返します。

○ 岡本総務担当課長

それでは、これをもちまして第 52 回大阪市港湾審議会専門部会を終了させていただきます。本日はご多忙のところ誠にありがとうございました。

閉会 午前 10 時 25 分

大阪市港湾審議会専門部会長

田邊 昌宏

印

大阪市港湾審議会委員

代 下野 憲久

印

大阪市港湾審議会委員

代 岡 良

印

付属資料

1 諮問書

大 港 湾 第 2396 号  
平成 24 年 2 月 9 日

大阪市港湾審議会  
会長 森 隆行 様

大阪港港湾管理者  
大阪市長 橋下 徹

平成 23 年度 港湾環境整備負担金  
負担対象工事の指定について（諮問）

標題について、別紙議案のとおり定めたいので、港湾法第 43 条の 5 第 2 項  
及び大阪市港湾環境整備負担金条例第 9 条第 2 項の規定により諮問します。

## 2 答申書

大 港 湾 審 第 4 号  
平成 24 年 2 月 27 日

大阪港港湾管理者  
大阪市長 橋下 徹 様

大阪市港湾審議会  
会長 森 隆行

平成 23 年度 港湾環境整備負担金  
負担対象工事の指定について(答申)

平成 24 年 2 月 9 日付け大港湾第 2396 号により諮問のあった標題について審議した結果、「原案のとおり適当である」と答申します。